

新 教 学 第 2 8 2 号
平 成 2 0 年 7 月 7 日

新潟市立学校適正配置審議会 様

新潟市教育委員会

諮 問 書

下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

新潟市立小・中学校の適正配置について

2 理由

(1) 趣旨

新潟市教育委員会では、児童生徒数の増減にともない教育的見地に立った学校の適正配置を図るため、貴審議会に数次にわたり諮問し、その答申に沿って教育条件の改善に努めてまいりました。

平成19年4月、新潟市は政令指定都市となりましたが、学校の適正配置については旧市町村のさまざまな考え方を引継ぎました。また現在、小学校114校、中学校57校がある中で、宅地開発により児童生徒数が増加した大規模校がある一方、少子化の進展により小規模校も増加しております。

このようなことから、新潟市においてよりよい教育環境を創るため、適正配置についての基本的な考え方を定め、学校の適正配置を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、次の事項について貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

(2) 審議事項

学校適正配置の基本的な考え方について

「適正規模」と「適正配置を図る範囲と進め方」について、審議をお願いいたします。

具体的な適正配置について

「基本的な考え方」により、どのように適正配置を進めていくべきかについて、審議をお願いいたします。